

平成 30 年 第 6 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 6 月 11 日(月) 13：30～：15：50

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員 18 名／18 名

3. 出席委員名簿

農業委員

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員
5 番 榎田實委員 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員
9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 11 番 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員
13 番 緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員
17 番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員

事務局職員

(本 庁) 坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄
(七城分室) 小林政純
(旭志分室) 下川利治
(泗水分室) 角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします「皆様、こんにちは」ご着席下さい。
只今の出席者は 18 名、定足数に達していますので只今から第 6 回農業委員会を開催いたします。本日の審議事項は、お手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようお願いいたします。それでは、最初に丸山会長よりご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の進行の方宜しくお願い致します。

(1) 会長挨拶

【会 長】

改めまして、こんにちは。先月の 5 月の末から東京の方で全国の会長大会がございましてそれぞれの国に対します提出議案が賛成多数をもって可決され、また県選出の国会議員を通じまして要請をして参りました。そのような中、熊本県の農業委員会も今月八代の氷川町の農業委員会が改正前の農業委員会が終わるという事で、来月から新しい改正法のもとで氷川町も農業委員会が発足するという事で、熊本県の農業委員会がそれぞれ改正法のもとで出発することになっています。来年度 3 月には当初の改正法に基づいた熊本県はじめ全国の農業委員会の任期が 3 月で終り、4 月から 2 期目の任期が始ま

るという非常にバランスの具合が悪く、農業委員会の改正法の中でそれぞれの農業委員会がこの改正法について一生懸命取り組んでいるところですが、なかなか農業委員と推進委員の役割分担、あるいは活動あたりがどこの農業委員会においてもスムーズにいてないという事で、東京の農業委員会の中には活動の報酬金を断念してそれぞれの緻密な活動をしてそれぞれにあった活動のもとでやっていきます。という会長さんのお話も伺っております。そういった事に本市の農業委員会もならないように大変とは思いますが1年が過ぎるのはあっという間ですので、私たち農業委員がこの改正法の土台を作って次にバトンタッチしていかなければならないと思っておりますので、大変お忙しいとは思いますがそういった中の推進委員と農業委員の活動がスムーズにいて何とか国の方針に沿った農業委員会になって行きたいと思っておりますので、改めまして皆さん方のご協力お願い致します。

本日は議案第1号から5号、報告案件1件が上程されております。慎重なご審議と活発なご意見をもって総会を行って行きたいと思っておりますので宜しくお願いします。

それではまず議事録署名人を指名します。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして議席番号5番榎田委員と議席番号6番緒方哲郎員を指名させていただきます。宜しくお願いします。

5. 議案審議

(1) 第1号 農地法第3条許可申請について

【会 長】

それでは議案第1号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

それでは議案第1号農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

議案書の1頁をお願いします。農地法第3条第1項の規定により耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして別紙のとおり申請書の提出がありましたのでご審議の上許可相当のものには許可指令書を交付するものです。案件は所有権移転4件、賃貸借権1件、使用貸借権1件です。詳細につきましては担当より説明いたしますのでご審議のほど宜しくお願いします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

今月の案件は農地法第3条第2項各号に該当しないので許可要件を満たすものと考えます。それではまず1番です。2ページをお願いします。譲渡し人、譲受け人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田です。今回の申請地の現地調査を6月6日にしました。譲渡し人さんと譲受け人さんはいとこでございます。譲渡し人さんは高齢で自ら管理が出来なくなり農地を荒かす前にといい譲受け人さんへ贈与されました。譲受け人さんは70歳ではございますが農業に意欲もあり頑張っておられるので何ら問題ないと思います。ご審議宜しくお祈いします。

【会 長】

次に2番をお祈いします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見をお祈いします。

【永田孝子委員】

2番の永田です。譲渡し人さんは1番と同じでございます。譲受け人さんは同じ集落の人で、譲渡し人さんとは親しい間柄で色々な面でお手伝いされ、今回譲渡し人さんから貰ってもらえないかと話をもってこられ贈与が成立しました。譲受け人さんも農業に意欲をもっておられますので何ら問題ないと思います。ご審議の方宜しくお祈いします。

【会 長】

次に3番お祈いします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、登記面積、申請理由につきましてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんのご意見をお祈いします。

【緒方啓一委員】

13番緒方です。6月6日推進委員さんと一緒に現地を見に行きました。この案件は隈府より菊池溪谷方面に向う国道沿いにあり、旧白水小学校より1キロくらいにある生実地区にあります。譲渡し人も91歳と高齢でありまして、このたび土地を手放そうということになり、この農地を現在まで小作されていた譲受け人との間にこの話がまとまったものです。

一筆が水田であと二筆は栗を山沿いは植えてありました。譲受け人も1.5haほど水稻を作っておられる方ですので何ら問題はないと思われます。ご審議の方宜しくお祈いします。

【会 長】

次に4番をお祈いします。

【事務局】

はい。次に4番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【永田正一郎委員】

7番永田です。譲渡し人と譲受け人は、小作に出されております土地をお互いの相手方の希望によりまして所有権移転の申請です。現在畑の方は家庭菜園として、水田は稲作を栽培しております。問題ないと思います。宜しくをお願いします。

【会 長】

次に賃貸借権の1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

23番をお願いします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見ををお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番永田です。貸付人が前年度まで小作に出されてましたけれども、相手の方が変わりました。今度の借受人の方に賃貸借件設定ということで小作に出されることになりました。借受人の方が米を作っておられます。問題ないと思います。宜しくをお願いします。

【会 長】

次に使用貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

4番をお願いします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見ををお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。父から子への再設定ですので問題ないと思います。ご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

農地法第3条の許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かおたずね、ご意見等ございましたらお受け致します。

【会 長】

はい。どうぞ。

【高山委員】

11番高山です。中身ではなくて言葉の使い方なんですけど、申請理由で相手方の要望という場合借受け、譲受け人を相手方と考えたらよろしいのでしょうか。

【事務局】

相手方の要望というのは委員さんがおっしゃったようにですね譲渡し人、譲受け人もしくは借受け人、貸付人双方の相手側の要望で合意した上で申請をしたという形で許可申請されたという意味になります。

【会長】

よろしいですか。

【事務局】

すみません。今ちょっと出ていますように譲渡し人の場合もあるし、譲受け人の場合もあるということでその時の案件によって要望がまちまちになりますので、次回から相手方じゃなくてどちらかの要望とか、その辺も説明を付け足してはっきりしているものに関しては、次回からは譲渡し人さんからとか受け人さんから借りたいとかその辺もあわせて説明をしたいと思います。

【高山委員】

すみません。同じことなんですけど、皆さんも混乱されていることから申請をされる方は所有者なんですとか。申請理由と書いてあるから申請理由をされる方がどちらかで相手方と書いてあるので譲受け人、借受け人かなと思っただけなんですけど。申請理由というのは、申請される方が申請理由を書かれてここに相手方の要望と書いてあるのだったら譲受け人、借受け人かなあと理解したんですけどそういう風に書かなくても良いと言うのであればそういう風におっしゃって頂ければ良いと思います。

【事務局】

申請人としてはですね、両方からの申請となりますので申請者には譲渡し人、受け人両方申請者として出てきます。

【高山】

そうすると、相手の方は要らないのですね。

【事務局】

そうですね。そのところはですね。当初の申請に至る相手方の要望という形で出しているものですから。そこは委員がおっしゃるように、申請としては両方からの申請となります。

【会長】

宜しいですか。

【高山】

はい。

【会長】

他にはございませんか。意見もないようなので許可することでご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは許可することに決定します。

(2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について

【会 長】

次に議案第2号を上程します。事務局から説明をお願いします。

【事務局長】

議案第2号農地法第4条許可申請についてでございます。9頁をお願いします。農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり申請書の提出がございましたのでご審議のうえ委員会の意見を決定頂くものでございます。今回案件は2件です。詳細につきましては担当より説明致しますのでご審議のほど宜しくお願い致します。

【会 長】

それでは1番について説明をお願いします。

【事務局】

それでは10頁をご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、登記地目現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては記載のとおりです。農地区分につきましては農業公共投資の対象になってない小集団の生産性の低い第2種農地です。こちらの方は30年以上前に転用の許可を受けておられましたが、地目変更の手続きをされておらず許可証を紛失されており、許可証の効力もなくなっているものと思われまますので再申請されるものであります。すみません、備考欄にちょっと抜けてるんですけども顛末書も添付されています。位置図につきましてはスクリーンの方をご覧ください。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。今回の案件の申請地は、菊池女子高等学校横交差点を県道203号の日生野・隈府線を上木庭の方に約4キロ進みまして、途中で右手の方に東山公園がございます。それから約100mくらい行きまして、右の方向に曲がりまして、1本道を右の方にずっと1キロ位進みまして行き止まりがあります。それから800m位進んだ所が今回の申請地でございます。大変でした。現地調査を6月6日に丸山会長、事務局、申請人さんと私とで立ち合いました。今回の転用目的としましては昭和60年位まで耕作してましたが山間部で農耕車が通りにくく農業委員会に許可を得て減反政策でクヌギを植林されました。申請地は水害、地震、台風の影響もあり今後も農耕地としての利用が難しいため申請されました。今後農耕地としての利用は難しいと考えます。引き続き植林事業の継続が望ましいと思いました。山間部に位置する生産性の低い農地であるために転用はやむを得えないと思えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては記載のとおりです。農地区分につきましては概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが周辺地域において居住する者の日常生活上必要ということで、集落接続による例外規定が該当しますので許可可能となります。位置図につきましてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。6月6日に丸山会長、田中推進委員、事務局、代理人とで現地調査を行いました。国道387号線とグリーンロードの交差点から左へ、上の方が菊池市内隈府ですね。下の方が熊本市内になりますが交差点から左へ100mくらい入ったところに申請地の畑があります。その申請地のすぐ隣に今の自宅があります。現在娘さん夫婦と同居されており孫2人と自分たち夫婦と実の母との7人生活ですが、手狭になり今後のことまたお互いのプライバシーなどを考え今回の申請地がすぐ近にありますのでマイホームの建設となりました。給水は菊池市の上水道を使い、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽に処理して放流するということになっています。隣近所の同意書も添えられています。なんら問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

農地法第4条の許可申請について事務局各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご質問、ご意見等ございましたらお受けします

～意見なし～

【会 長】

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することにご異議はございませんか？

～異議なしの発言～

【会 長】

はい。それでは許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第3号農地法第5条許可申請について11頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり申請書の提出がありましたのでご審議のうえ委員会のご意見を決定頂くものです。今回の案件は所有権移転1件、賃貸借権1件、使用貸借権1件です。詳細につきましては担当より説明いたしますのでご審議のほど宜しくお願いします。

【会 長】

それでは所有権の1番について説明をお願いします。

【事務局】

12番をご覧ください。所有権移転の1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましてはそれぞれ議案書記載とおりに記載しております。農地区分につきましては概ね10ha以上の規模の区域内にある第1種農地となります。位置図の詳細につきましてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

1番について担当委員さんの意見をお願いします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は国道387号線沿いの城北自動車学校から西に700mの位置にある自家用の栗、梅、柿などを植えてある農地への進入路です。譲受け人さんの農地に接する現在の進入路は以前市の方に寄付され市の里道となっています。しかし、幅員が2mと狭い為今回の転用により3mほどになり、農地の出入りが容易になるのです。また、ここは4月隣接地転用で、既存施設の2分の1以内の1種農地の例外になるよう分筆されたところでもあり、このたび進入路にすることで話がまとまりました。皆様のご審議をお願いします。

【会 長】

次に賃貸借権設定の1番について説明をお願いします。

【事務局】

13番をご覧ください。賃貸借権設定の1番です。貸付人、借受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地となっております。

【会 長】

1番について担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。6月6日に現地確認を丸山会長、田中推進委員、事務局、代理人と申請者によって確認しました。申請地は国道387号線沿いの花房小学校から南へ約500mくらいの所に位置します。申請者は、太陽光の施設をする会社として熊本市を中心に営業活動を行なっているため、発電施設の保守・運転管理の観点から熊本県内を中心に土地の選定行っています。今回の計画地は計6ヶ所の既存事業用地が非常に近いことから、今回もこの申請地にまた作るということになっております。近くに高い建物が今後建てられる可能性が低いのと、送電接続に必要な電柱があるという事でここにまた増設されるということで、地権者より賃借できる機会を得たことでここに申請するという事です。現在地は耕作があまりされておらず荒れていました。あとはここに太陽光の施設を作るわけですが、排水が今のところその枠内で処理するという事です。

オーバーフローした場合にどうなるかということ事務局の方で宜しく申し上げます。後は、隣の隣接地の承諾を得られているので何ら問題ないと思います。既存の施設に対する苦情が若干あります。やはり太陽光が南向きですので南側に住宅がある方は、反射してかなり温度が上がっているということと、ガラガラ眩しいとそういうことも聞いております。部落集会でかなり議論されたと思いますが、一応承諾ということになっているようです。排水の説明を事務局お願いします。

【事務局】

永田委員さんから説明をご依頼された件なんですけど、排水同意の件はですね代理人のほうに今日連絡させて頂いたところ、こちらはまだ転用申請者さんと区長さんとのご都合が合わないみたいでまだ書面的には頂いてないようです。ただご連絡はして頂いたようであくまで見込みの状態ではありますけど、進めている途中だとのこと。

【会 長】

次に使用貸借権の1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

14ページをご覧ください。使用貸借権の番号1番です。貸付人、借受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地となっております。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。申請地は七城支所より東へ2キロほどのところで集落内にあります。申請者はアパートに住んでおられましたが、家族が増えて手狭になったために住宅の建設を考えられたようです。幸い実家の隣に親御さんの土地がありその一部を分筆転用して建設されることになりました。給水は実家のボーリング施設より配管して給水されます。また、生活雑排水及び汚水はすぐ隣に下水道が通っていてそこに接続して排水されます。雨水はすぐ隣の排水路に排水されます。区長さんの承諾もとっておられますし、分筆したところのすぐ隣も親御さんの土地ですので何も問題ないと思います。ご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

農地法第5条許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが使用貸借権の1番につきましては、申請者が当農業委員会委員であり菊池市農業委員会会議規則第13条議事の参与の制限、委員は自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ないに該当し、審議に参加できませんので、まず使用貸借権を除いた2件について何かお尋ねご意見等ございましたらお受けします。

はい、どうぞ。

【高山悦子委員】

11番高山です。議案第3号の太陽光発電事業の説明で太陽光が眩しいという苦情が出ているというお話と、排水同意書とかいうんですかね、見込みとそういう風におっしゃってるんですけどこれは承認するかどうかの条件になっているんですか。例えば市民の苦情があるとか説明があったのでそこまで判断することになるんでしょうか。

【事務局】

只今のご質問ですけれど一応先ほども説明の中にありましたけれども、見て頂けると分かりますように、北側の方にすでに既存のここ2、3年で6件程の太陽光の申請が出て許可をしているところですが、その集落の説明会等の中で反射やパネルが熱を吸収するので温度が上がり、今まで以上にクーラー代がかかったとか集落の説明会とかそういうところでも苦情はでてきているみたいですが、農地法の許可の要件からするとそこがはっきりした根拠が、今のところそういった苦情に対してのが出てませんので、他市町村あたりからもそういったところの支障で許可が出来ないというところのお話は出ていません。ですので、今回の場合も地元のほうではそういったお話が出ているということで話は聞いたんですけど、今回の新設についてはこの申請地での審査になりますので、そこはそこで申請者とそこの苦情とかは、隣接等の住宅から出たときは申請者の方に真摯に対応して解決して頂くようにして、所有者や事業者の方にはその旨をお伝えしたいと思います。許可要件でそこが今言われたところで許可できないとかは今のところはないということです。排水同意はですね、既存のやつで敷地内で処理することなんですけど、今の大雨等でどうしても溢れてオーバーした水が外のほうに出ますので、今回の場合も申請地の方が高いので当然低いほうに流れると言う事ですぐ北側の農地、四角いのがありますけれども、一応あそこにですねオーバーした分は流しますと言うことで、そちらの所有者の方の承諾は取ってあります。そこが今度どこに水が流れていくか、そこの所に農地の入り口があります。そこの入り口から排水が道路に流れて道路の側溝のところに最終的には入って行きますので、今回現地立会いのときに委員さんのほうから、会長さんのほうからも排水の承諾を区長さんから、その水路に流してもいいですよと言う排水承諾をとって頂いた方が良く言うことで今申請者の方をお願いしていて、先ほど説明があったようにですね一応口頭では届いていますけれども書面上ではまだとれていないと言うことで、これについては書面上で出して頂くように今日も言うております。農地転用許可する時は農地区分上の審査と、それからその周辺農地への影響がどうかとそれを中心に見ますので、事業者が被害防除措置を講じます。それで周辺の農地以外のところには何か対応していくのかなと言う風に思います。よっぽど公害とか周辺に影響を与える場合ですと慎重に審議しないといけないですが、本件のような場合では、事業者が個々に周りの人と対応にあたればよろしいんじゃないかと、農地転用許可基準上は農地への影響がなければ許可が出来るのではないかと考えます。

【会 長】

今の説明で宜しいですか？

【高山 悦子委員】

はい。

【会 長】

それと、排水同意を現地調査のときに考えておきますと事業者さんの説明だったと思いますが、今だってまだ排水同意は結局道路の側溝の許可でしょ。

【事務局】

はい。そうです。位置図の申請地の北側に道が通っていますが、その既存の側溝に流すために、区長さんから排水同意書というものを流す際には添付して頂いていますけど、先ほどご説明させてもらいましたように区長さんと予定が合っていないと言う事で直接はまだお会いしてないが、電話のやりとりにより口頭で了解を得ているということで確認しております。

【会 長】

他にございませんか。はい、どうぞ

【永田 正一郎委員】

7番の永田です。ここで一応許可された場合、その後排水とか隣近所大根とか草花も生えておりました、そういうところの処理ですね隣近所にですね迷惑をかけた場合農業委員会が、誰か草を切って下さいとか排水が悪いから解決するように誰が言うのですか。農業委員会としては立ち会わなくていいのですか。

【事務局】

今のご質問ですが、そういった場合一応申請の時にその管理はですね、今言われたように草が生えてきますのでその草刈の管理はですね当然、事業者の方、申請者の方でするようにはこちらの方からも指導はしていますし、向こうの方も自分が借りた土地ですのでそこは管理しないとまわりの農地とかに支障があれば当然うちの指導対象になりますけれども、許可後については許可がされてちゃんと転用がされたら完了報告というのがなされますので、そこで農業委員会で確認して完了報告が提出され、きちんと計画通りなっていればそこで転用が完了になりますので、その後今のような苦情が出てきた場合、あくまでも申請者の方でそこは対応して頂くということになるかと思えます。農地自体は許可後太陽光になって完了がされたならば、地目変更で雑種地に変わりますのでそこまでが農業委員会の農地の許可の権限ですので、その後の管理については、委員さんが言われるように管理上のことは、誰が言うのかそれは隣接の所有者の方か、関係者のほうからそういうのが出れば、直接事業主のほうに言われるようになると思えます。

【永田 正一郎】

それは分かるんですが。最終的に農業委員会で許可したから、こういうふうになったと言われると困るんですね。3年後にそれでいいか？という話ですよね。

【高山悦子委員】

11番高山です。私は仕事が弁護士なので法律的な観点から言うと苦情が出た時はで

すね基本的には事業主というよりも所有者に対して請求出来るんですよ。そこに土地を持っていてそこから色んなものが、草が生えて虫が出て農地に虫が移ったとかそこから崩れて農地に土砂が入り込んだとか、色んなことがあると思いますけど基本的には土地の所有者が責任を負うんですけど、所有者は事業主に貸しているからあんたんところが何とかやると言うような話になってしまって、農業委員会が許可をしたから農業委員会が責められるということではないと思うのですけれど、先ほど条件になってないと言うことであればただ苦情が出てるとか、ちょっと私は排水の件は、本当は書面が出てからじゃないかな？と思っているんですけど、すでに苦情が出ている場合に許可するにあたってそのような問題が起こらないようにして下さいみたいな条件を付けることは出来るのですか？その承認にあたって但し、何とかって。そこで付けてあればですね農業委員会にそこまで配慮してちゃんと本人達に言っていたんだよというようなことになると思うんですけど、なんか苦情が出ている、いっぱい出ているかはどうかはともかく出ているのが分かっている承認するかどうかそこが不安なんじゃないかなと思うんですよ。

【事務局】

一応許可権が権限ありますので農業委員会では意見書を添えてとなりますので、今言ったように何も問題なければ承認します。という意見書をあげますけども今言われたように農業委員会の中で何かこういうのが心配されて、こういうのについては条件付るとかこれを条件として農業委員会としては許可相当として進達しますというかたちでそこでうちの農業委員会としてそういった支障に対しての条件的なやつは付けることは出来ますので最終的に委員会の総意でこの総会の中でそういうところを条件で入れたところでの許可相当とかですね。そういうのは出来ますのでそこは皆さんの総意の中で出来るということになりますので極端に言うなら農業委員会ではこういうのが問題で許可要件にもひっかかるので農業委員会では不許可相当でと言う意見でと言う場合も絶対ないということもありませんのでそこは条件付けて県の方に進達すると言う事になると思いますのでそこは十分ここでご審議頂いてということになりますので宜しくお願いします。大体ですね。県知事が許可する時に色んなことが想定されるので何か問題が起きたときには、事業者が責任もってやりますということを書かせますね、それだけお伝えしておきます。

【工藤清子委員】

1番の工藤です。今、写真を見てですね。いっぱいこの写真じゃなくて、あそこに太陽光が見えてますけども、なんかいっぱい見えてますよね。ここ何年かの間に出来たんだと思うんですけど気づいてないんでしょうかね？これ以上なったら農地を持っている方の太陽光にした方がいいなあとかそちらの方に傾いて、私たちは農業委員で農地を守る方なんですけどもとても考えさせられますね。そこにあんな出来てきたらあの辺りにもできてくるんじゃないかなあとか規制とかはないのでしょうか。

【事務局（近藤農地アドバイザー）】

今のようなご心配に対してはですねまず、農地法というのと別に農地の関係で農振法

ですね、農振法で特に今後 10 年間は農業用として利用するという農用地区域がありますよね。農用地区域でしっかり守ることなんです。そこで外してしまうと 1 種農地では出来ませんが 2 種農地とか本件の場合のようにそういうところでは作られてしまうという大変ですけど駄目だとは言えないということですね。農地法だけではなく 農振法でもそこはきちっとそこはそういうものに利用されたくないんだったら農用地区域としてきちっとしていくことだと思います。よろしいですか？

【工藤清子委員】

はい。

【事務局】

今、近藤農地アドバイザーの方から言われたように、そこは農地として残すべきところ、優良農地については当然農振の農用区域内に入れて守るのが基本ですので、そこはやはり今度の農振の全体見直しのなかで、農地として残すべきなら今言ったように農用地区域内とし農地として 10 年使用しますということで、そういうところのゾーニングを市の農業振興地域整備計画に記載し、農地として守るべきところは、きちんと農振の農用地区域内に入れるということです。今回ここはたまたま農振上は農振の農用区域外ということで、そして面積的には 10ha 未満ということで第 2 種農地ということで先程言われたように第 2 種農地は転用可能になりますので代替性を検討してそういうところずっと来たということで許可されており、小学校の裏の方もちょっとできていますけども、そういうところでやはり農振の農用区域に入れてここは農地として守りますと言うところの位置づけにする以外、その辺のところですねしていく必要があるのかなということでは思います。今回の場合そこが 2 種農地という農地区分になりますのでこういった形で太陽光がどんどん出来てきたというようなことになります。当然残りの農地についてはちゃんと田として米や他作物を作られてきちんと管理はされています。そこらへんで農用地区域に入れてそういうところから守ることでやっていくのでないと、許可は出来ないということではありますのでそういうところになると思います。

【会 長】

他にはございませんか。先程高山委員の方から太陽光についての農業委員会としての意見書あたりを付けて業者さんあたりにも事前に通知し、県の方にもこういった感じですよと言うことの意味書を付けてというお話がございましたがいかが致しましょう。そしたら、議事録をおこした中での意見書とそれにともなった農業委員会としての意見ということで若干付け加えてしたいと思います。そのようなことで宜しいでしょうか？

【委員全員】

はい。

【会 長】

はい。それでは所有権移転の 1 番、賃貸借権設定の 1 番について承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することにご異議ございませんか？

～異議なしの発言～

【会 長】

はい。それではそのように決定します。

【会 長】

使用貸借権の1番についてですが5番の委員さんが該当委員さんでございますのでしばらくの間ご退席をお願いします。

それでは使用貸借権1番について何かおたずねご意見等ございましたらお受けいたします。

【事務局】

先程使用貸借権、番号1番の農地区分の説明の時、第2種農地という風にご説明させて頂いたと思うのですが、こちら訂正をさせて頂きたいと思います。口頭の説明で第2種農地と説明させて頂きましたが、議案書どおり第1種農地となっております。お詫びして訂正します。第1種農地は原則転用不可となっておりますが、例外規定にある集落接続にこちらが該当しますのでこちらは転用可能となります。以上です。

【会 長】

それでは使用貸借権について何かおたずねご意見等ございましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見もないようですので承認し許可相当の意見をして県知事に進達することにご異議ございませんか？

～異議なしの発言～

【会 長】

はい。それでは許可相当の意見をして県知事に進達することに決定します。退席の委員さん入席をお願いします。

(4) 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

【会 長】

次に議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第4号農用地利用集積計画（案）について15ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙農用地利用集積案につきまして菊池市長より意見を求められましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定頂くものです。詳細につきましては担当より総括表の説明の後、順次ご説明いたしますのでご審議の程宜しくをお願いします。

【会 長】

それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転1番についての説明をお願いします。

【事務局】

16ページをご覧ください。農用地集積計画総括表案です。今月の利用権設定は賃借

権設定が17件、使用貸借権設定が1件、所有権移転が2件となっております。それでは所有権移転各筆明細の説明に参ります。18ページをご覧ください。1番です所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【荒木孝子委員】

申請地は温泉ドームより北西に1キロほどのところにあります。所有権を移転する方は数年前にご主人を亡くされ農地の1枚を移転を受ける方に小作をお願いされておりました。もう一枚は別の方が作付けされておりましたけれども同じ集落内の方ということで2枚一緒に購入と言う話に決まったようです。移転を受ける方は花卉と水稻の栽培農家で認定農家さんでもありますし後継者もおられますので何も問題ないと思います。ご審議をお願いします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積につきましては議案書記載のとおりです。すいません。備考欄にですな贈与かつこ親から子へと言うことで記載が漏れてましたので追加をお願いします。親から子への贈与です。

【会 長】

2番について担当委員さんの意見をお願いします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。所有権の移転をされる方と受ける方は親子関係です。息子さんは認定農業者でもあり従業員を雇って大規模に苗木の栽培をされております。何も問題ないと思います。ご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

今回の計画は只今説明がありました所有権移転2件、賃貸借権設定17件、使用貸借権設定1件です。しばらく時間を取りますのでご確認をお願いします。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。

～意見なし～

【会 長】

意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは原案のとおり承認することに決定いたします。

(5) 議案第5号農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に係る基本計画の変更に伴う農業委員会からの意見について

【会 長】

次に議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第5号農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に係る基本計画の変更に伴う農業委員会からの意見について25頁をお願いします。これについては先月審議されたところですが、内容的にも分からないところとかあるということで、先月からの継続審議になっておりましたので再度今回上程をしているものでございます。計画の概要としましては先月、私の方から説明させて頂きましたので省略しますが、その後の農地法上の取り扱い等について、近藤農地専門アドバイザーのほうより農業上の支障等の有無について審査の関係の補足の説明をした後、フロー辺りがどうなっているのかとの質問もありましたので、農政課の方からその辺りも説明して頂いて、審議の方を宜しくをお願いします。

【近藤農地専門アドバイザー】

それでは小水力発電設備設置に係る審査の流れと農地転用と出ていますが、後半の農地転用についてご説明させていただきます。皆さんにお配りしている2枚のペーパーを1枚めくって頂きますと農地転用許可制度と小水力発電施設にかかる農地転用許可というタイトルでそこにお示ししております。4月の総会の時に農地転用について若干触れたのですが半数の委員さんが初めてだとお聞きしているので、まず1番目に農地転用許可制度について説明いたします。まずは、農地法というのは優良農地を確保するのが1番です。そのために農地の優良性や集辺の土地の状況により農地を農用地区域内農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地と区分し、農地転用を農業上の利用に支障がない位置に誘導し、農業に支障がないところから転用していくということになります。また農地転用については県知事の許可がいるということです。そこで本件の小水力発電の設備への農地転用でございますが、予定地の農地は集団農地いわゆる10ha以上の広がりのある区域内にあるので第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、公益性が高いと認められる事業に供するもので、農業上の利用について調整が図られれば第1種農地でも許可は可能とする例外規定に該当し転用は可能となります。2ページをご覧ください。小水力発電説明に係る農地転用に関する検討ということで整理致しております。1番の(2)ですが小水力発電を設置した場合の周辺農地への影響ということで発電設備にかかる農地転用についての検討なんですけど、長ったらしく書いてありますけど農業用なんとかと書いてありますがちょっと読んでみますね。農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインというのがありまして、その中に設備整備区域の設定により農用地の集団化とか農作業の効率化その後の土地の農業上の効率且つ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められる。であればいいんです。じゃ支障を及ぼす

恐れがあるという事はどういうことか下に書いてあるんです。1つは設備整備区域が集团的農用地の中央部に介在するように設定されることにより、高性能農業機械による営農等に支障が生じる場合、2つ目は3ページをご覧ください。設備整備計器区域を定めたことにより、今後の農業生産基盤整備事業の実施や農地流動化施策の推進に支障が生じる場合があります。以上2点について支障が生じるか生じないかどうかというところです。流動化施策というと当然農地の集積を図る、集約化を図るというようなことなのですがそういうことに触れないかどうかという観点からみます。そうしますと検討地ですね、上のところのヘッドタンクと下の所の発電施設の転用についてですけど、転用予定の農地を2筆がそれぞれ上の方は道路が走っていて下のほうが河川です。見ていただきますと河川があって橋があります。そういうことから集団農地の中央部にはありません。高性能農業機械とかそういうのを利用する圃場とはちょっと思えない段々になっていて圃場自体も狭いので、そういうような圃場ではないと判断されます。それから2番目の検討事項として基盤整備の予定がないと聞いております。先程上の方で言っていましたガイドラインでいう今後農業基盤整備事業の実施に支障が生じると言うものには該当しない。また圃場が段々になっていて棚田みたいになっておりますので、効率的作業をするにはちょっと難しいのではないかと、ガイドラインでいうところの流動化施策を推進する上でも支障が生じるに該当しないと考えられます。検討の3番ですが点線の部分です。地下を通すところですが地下2mから5mのところには設置するので地上権を設定しても、耕作に影響しないと考えられ地上権の設定は3条の許可を要するんですが耕作には問題ないのではということです。地上権が設定されるところは現在賃借人がいますけど所有者と耕作者さんの同意が得られております。この前お話がありました土地改良区の同意それから龍門ダムの関係も直接この転用と関係ないのですが、原井手管理委員会については合意が得られております。トータル的には農業委員会が菊池市長に意見として出すと言う風になるのですがここで案としてあげております。以上のことから農業委員会の意見は、小水力発電の設備への農地転用については、農地の集団性や農地の流動化施策上支障ないものと考えられる。今後転用による周辺農地への影響や地上権設定による農地の耕作に支障がないようにすることという内容で意見を出したらどうかと農業委員会事務局としてはこのようにまとめた訳でございます。以上でございます。委員さんのご審議よろしく申し上げます。

【農政課】

皆さんこんにちは。お疲れ様です。農政係で担当しています岩永と申します。先月に引き続き宜しくお願いします。今から皆様に私の方から御用意しました資料を1枚お配りしますので少しお時間を頂きたいと思っております。着座にてご説明をさせていただきます。先月の農業委員会で今回の農地転用につきまして、手続き上今どんな状態なのかということをご存じないではないということでご質問がありましたので、それにつきましてお手元に農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組みの流れということでフローを作らせて頂きました。読んでご説明申し上げます。今回先程ご説明がありました農地転用についてはちょっと特殊な転用でございまして、なかなか通常の農地転用とはまた別個の

手続きによる形で許可を行うということをしなければならないということになります。まず、この再エネ法に基づく取組み、流れと言うことでお手元の資料に記載しております。まず最初に菊池市におきまして菊池市の再エネ法に基づく基本計画というものを作成しなければなりません。これにつきましてはすでに何人かご存知の方がいらっしゃるかと思いますが、旭志において太陽光の開発の事業計画が上がった際、基本計画がすでに菊池市で1回作られております。その計画に今回追加するというような形でいわゆる変更で今回作成をしなければならないということで、菊池市において基本計画の変更の素案を作らせて頂きました。それが昨年29年11月に手続きを終わっております。それがまず、①ですね。そのあと②にその基本計画変更案につきまして、29年11月21日に再エネルギー活用推進委員会という組織にこの変更の内容を説明して審議をいたしております。そのあと③にこの基本計画の変更が承認されたのが昨年12月になります。そのあと基本計画作成ができたなら早速一番下の事業所さんからの今回の小水力発電整備計画の案の提出をして頂きました。これは今から提出をされていますがまた今回⑤の先月、設備計画案の審議協議を行うような状態に今あります。その協議の中で先程説明しました再エネ法に基づく手続きにおいて、農業委員会の方で設備計画について意見聴取を行わなければいけないというガイドラインに基づく事務を今させて頂いてるところです。今回の農業委員会の意見聴取の内容をふまえて県庁の方で農地転用部局との調整を行うこととしています。それが熊本県の上の方にですね、⑦にあわせて調整と一緒に今回の設備計画の審査ならびに意見聴取そして最終的には同意をもらうというところになります。

その後県のほうから同意通知が来たときには市の方で同じく今回設備計画の認定を行うこととなります。ようやくここで認定が下りれば早速事業者さん、施工主さんの方に着工が出来ますという状態になってますということでの通知を発送します。そこでようやくその事業が始まるということになります。今回、皆様方が通常の農地法の4条、5条の県の許可の制度とはまた違いまして、今回につきましては再生可能エネルギーの手続きを踏まえればその許可に変えるということが出来ますので特別、今後許可という書類上の手続きはありません。先程申しましたように、再生エネルギー法に基づく手続きが一通り終われば、転用の許可に変えられるという国のガイドラインの方針になっております。以上早口で申し訳ありません。これで説明を終わらせて頂きます。

【事務局】

要は今回の計画地が農地であったがために農地の場合は、原則は転用して許可を受けてください。というようになるんですけどもこの再生可能エネルギー法の中で農業委員会から意見を聴取し、その後に県の農地転用の許可権者とうちの意見を添えて市が協議致します。そこで調整がなされればそれは転用の許可がされたものとみなしますということで、この手続きを踏んでいけば転用の許可が下りたのと一緒になりますというようなことです。今回、再生可能エネルギーの小水力発電のなかで、たまたま今度は原井手の用水を利用した小水力で、農地に施設を作るので農振から除外して今回こういった計画に入れますということになりますので、農業委員会では先程近藤農地専門アドバイザー

一が説明しましたように、農業上の利用の支障があるかないかを検討して、その旨を市長の方に意見として回答すると言うような形になります。

【会 長】

議案第5号条について事務局から説明がございましたが、この件に関しまして何かおたずねご意見等ございましたらお受けします。

はいどうぞ。

【川口 毅憲委員】

17番川口ですけども。先だつての農振の協議会の時もそうでしたけども、その時も確か委員さんから現場を見ないということに意見が出ましたけれども、たまたまどうのこうのではなくてこの現場についてどなたか委員の方で見に行かれましたか。ここ会長のところですよ。

【会 長】

はい。私の所でこの計画が今回初めてではなくて2、3年前にもいっぺんあがってきた案件です。そのときには再生可能エネルギーの電気ということで申請がなされたかどうかは分かりませんが、農振協議会の方でまず、農振を外したいと言った中でこの小水力発電の計画があがったということで、今回のように農業委員会で意見を求めるということは初めてで、場所的にはもともともう一人の担当委員さんが居たところですが、いつも通っているの場所的には知っております。

【川口 毅憲委員】

やっぱり誰にでもと言うとおかしいですけど立ち会ってですね、実際農家の方に話を聞いたりして、農業委員会がないのにここはいそいそですかって言ってよかつかなって、それは会長が地元の担当として今まで委員会をやっていて見てこられて意見も聞かれてという風なことをしてるんであればですね、組織としてそういう風なことをしてるんであればそれはそれで良いと思いますけど、実際市の農政課からそういう要請があったことはないんですよ。

【会 長】

それはありません。

【川口 毅憲委員】

ないのに、許可だけおろせというのはちょっとどがんかなって、先程から近藤さんが言われてますけど農地として農家・農地を守ると現場を知らない農業委員がですよ、はいそうですかと印鑑押せんのじゃないかと、どんな簡単な問題であろうともですね、やっぱり現場を代表者や誰かが見て良かったですよって、現場の方の農家の方の意見も聞いてみたけど問題ないそうですよって言うのがないどんな簡単な問題でも机の上だけで、はい、そうですかというのはですね、ちょっとやりすぎだろうと思います。

【農政課】

すみません。今回の農振の案件につきましては、会長からも言われましたように3年前に農振協議会の案件としてあがっていたものです。確かにその時の内容としましては地元の農業委員さんがおられました。当然、農振協議会においてもいわゆる皆さん農振

協議会のメンバーの中に農業委員さんがおられまして、当時の担当農業委員さんから色々発言、説明もありました。いったんそこで色々協議をなされて本来ならば何もなければ通常の農振協議会においては、何ら問題ないということでそこでいったん除外については問題ないというところで結論は求めたかったんですけど、このとき色々話しがあったのが、ここの原井手の用水委員会のほうできちんと、いわゆる原井手の受益者の皆さんへきちんと今回の事業について話がされているのか、いわゆる条件付というお話ということを知っています。ですのである程度場所的には問題ないと、ただ井手の用水の受益者の皆様方からの話をしてあげれば別に今回の案件につきましても、農振の方でも問題ないというところで一旦は認められていたところでした。当時の農振上の流れとしては、市の農振協議会の意見を踏まえた後、県の事前協議に除外の案件を掛けるわけですけども、やはり県としてもこの当時2、3年前にあがった時が、九電との連系協定の手続きがまだ取れていなかったというのが一つ引っかかり問題となってあがって来ました。いったんその時点での書類が不備だったということで、一旦は保留案件となりその契約が取れるならば県として認めましょうという話が、当時あがってましたので農振協議会としても一応認められていた案件でした。今回地元との同意も取れましたし、九電との連系協定も取れましたと言うところで、それから今先に進んで欲しいこの再エネの方こっちの続きをしているところです。

【事務局】

二つあるんですね。農業政策上この地域が第1種農地だけかどうかという審査ですね。それは皆さんがして頂いて後はですね、個人間の話なんです、そこにおられる耕作者なり所有者が転用とかですね、そういうものに依りなければこの話はぜんぜん前に進まないの、個人の契約の問題と農業政策上の問題を一緒にして考えると分かんなくなります。農地区分のところは集団農地だけど色々な観点から見ると支障はないんじゃないかとそういうものです。先ほど申しましたけど個人は個人で権利がある訳です。農地という財産を持っているわけです。この件はぼしゃってしまふ、そういう風に考えて頂かないという風に思います。

【会長】

はいどうぞ。

【高山 悦子委員】

今ご説明のことで質問するんですけど、この小水力発電事業というのはどなたが利益を得られるという前提ですか。太陽光とまったく一緒ですか。その小水力発電事業をすることによって住民の人たちが利益を受けるという観点にありますか。

【農政課】

先ほどの質問なんですけれども今回一応再エネ法の中では、当然利益を上げるのはいくに県民発電所さんが売電をすると、ただそれだけじゃいけないんですね。今回再エネ法の中では地元へ何か還元しなければならない、農業に資するものでなければ今回の法の中では一切認められないというところになってます。いままだ施工業者と地元の人たちとのまだ話が継続しているところですが、一応今回地元への還元として今後まだ地

元との話を調整しないといけないので、原井手管理委員会に対しては協力金を毎年支払うことになってます。例えば今回小水力発電を設置する所に当然毎年誰か管理しなくてはごみが詰まったりとか、発電に支障がでてくるところで維持管理する為の協力金を毎年原井手管理委員会に支払って、それをもって井手とか農業用水に協力金の使い方はまだ分かっておりませんが、維持管理に使うとかそういう農業に資する為のものとして施工業者から何らかの形でお支払いするという事にはなっています。

【高山 悦子委員】

すみません。27ページにですね、確かにこれに対して建設コストが1億7千万程度であり、地域への経済的還元等を考慮しても採算が合うと判断しました。水利用に際しては、当該土地の周辺に居住する方にごみの除去や農業用水と発電用水の管理を委託する予定です。ここに書いてあるものが今おっしゃっているような協力金という形で出てくるわけですか。

【事務局】

そうです。

【高山 悦子委員】

すみません。先ほど太陽光のところではこれは土地として2種だから仕方がないと言われてたんですけど、この場合は土地は違いますよね。1種ですそういった場合転用を認める違いというのは、地元の人たちに何か還元すると周辺の人たちに何か還元するものがあるかどうかで違って来るわけですよ。今おっしゃってるのを聞くと。

【農政課】

例えば太陽光でございまして売電収益の例えば5%だったりそういう取り決めをしてから5%を地域の人にお支払いするとか、あとは管理する取り決めについてはそれぞれ変わってきます。今回はあくまで維持管理費としての協力金を今後施工業者さんと地元の人たちで話しをしてもらって決定めていただくという風になっています。

【高山 悦子委員】

すみません。おっしゃってることは大体分かってですね。この問題は農用区域から外すかどうかという話で。所有者は所有者で土地の権利はあるからそのあと契約するか農用区域内から外すというところの要件が今おっしゃったことにかかっているということですよ。

【事務局】

農振の農用区域の除外と農地転用はまた別ものになりますので、この場合はもと農用区域内農地にあったものをですね、先ほどあった3年前の農振協議会で一応小水力発電で農振を除外しますというので3年前に農振協議会に出されとって、その時さっきあったように地元の水利組合の同意がどうなってるのかでですね、はっきりしなかったのが先ほど会長が言ったようにそこはちょっと保留というかですね、そこがはっきりせんと除外出来んよてなことで、そのまま保留状態になっていたのを去年からちょっと話が動きだして、農振の除外については再度農振協議会にはからなかったのかは私も分からんとですけども、3年前のがそのまま続いていって、新たに農振協議会には

再度かけてなくてそのまま県との農振除外の協議が進んでですね、先月、農振除外の手続きは正式に県とは協議が終わってもうここは農振除外がされたというところです。ただ農業委員会の場合は、除外がされてもここは第1種農地ですので普通は転用の許可が必要ですが、今回の小水力発電とはもともとから農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに関する法律を国が作っております。農水省・環境省・経済産業省そこで農林漁業の健全な発展の為のエネルギーとの共存というかそれをする為にということで、国が法を作ってこの法に基づいた太陽光とか小水力発電の計画にのってこういった調整が終わればこれは転用がなされたものと見なします。原則第1種農地は太陽光への転用は駄目ですということになっていますが、これは国の方で特例として認めています。今回は農業委員会の意見を聴取する必要があるということで、この本の中にガイドラインで示されていることで手続きを進めています。農政の方が進めさせていただいてます。なかなかそこが分かりづらい委員さんもおっしゃったところもあるかと思いますがそういうところの特例での中の農地の転用ということで、農業委員会から農業上支障が無いという裏づけが必要なため、今回意見聴取が市長の方からなされているということです。宜しくお願ひします。

【川口 毅憲委員】

何回も言うけどそれならなんで現場を見せんかということですよ。転用の法律上そのままいけばとおるって分かつたって、じゃあ転用の許可を一応もらわなきゃいかんって、そんだったらこのまえの回から今日まで間があるでしょ。たまたま今回担当が会長さんとかだから会長でも来てもらてかっですよ。現場で担当が説明すればいいじゃないですか。それが先ですよ。誰も分からんもんの中でですよそんな話してもどうするんですか。それはできんですよ。通らんもん。簡単な問題でもやっぱり農業委員が現場ば見てこないかんと思いますよ。どぎゃん考えても。3年前はどのこの言いますけど今とまた違うわけだから、さっきでも原井手の話でもそんなに出てこなかったじゃないですか。もうピシャット出してこん前言いなはるごつ個人の事もですよ。一緒に片付けてそしてそれで一番よかたいという風になれば一番簡単なんですよ。そら会長が説明しなはるけんがここでおれが見てきたもんなって、こんなんじゃったけんよかろうってしたら誰も異論はなかろうて、会長も見とらん、私達も見とらんってそれはちょっといくら簡単な問題でも、はいそうですかとは言えないような気がしますけどどうでしょうか。

【会 長】

意見が出ましたようにこの前の農振協議会でもそうですが、農業委員さんの現地立ち会いということをして省いた中で農振除外にしろ、今回の再生可能エネルギーの水力発電にしろ、非常にこういった中で担当と言っても地域の意見も全く聞いていないし、色々聞きよって話がまとまっているのかいないのか分からんし農業委員としてどこまでタッチしていいのか分からないということが事実で、再生可能エネルギーでも話すれば意見を出しなさいというようなそう言ったことは、もうちょっと分かりやすく今回で4回目ですかね、この意見について話し合うのは。農業委員会の事務局からきっちとした意見書あたりも作成してありますが、あくまでも農業委員の意見を尊重してやってもらわな

いと事務局だけでやって頂いても結構ですが、このような意見書であげられるということであればですね、私たちも審議のしようが分からないのでそこらあたりを含めて次回まで持ち越すのか、今日結論を出すのかしばらく休憩を取りますので打ち合わせをお願いします。

【会 長】

それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それではいま問題になっているのが、農業委員が担当委員すらも現地を見ていないとそういった状況で意見を決定するのはいかなものかということで、農振除外も関係していますし、再生可能エネルギーの市の計画に伴う案件ですので、当然農政課からの依頼で現地調査を農業委員さんと一緒にやりたいということを急遽話していたところなんですけど全員で見る大変になると思いますので、よければですね何人かの委員さんと農政の担当と事務局とで日程を調整させて頂いて、現地を見ないとですね。先ほど副会長も言われたようにここで意見をはいどうぞというわけにはいかないと思いますので、あくまで委員さんの意見を尊重するべきで、事務局どうのこうではありませんので立ち会いを何名かの委員さんをお願い頂ければと思いますけどいかがでしょうか。隣接地が近い区域の担当の農業委員さん3名くらいでなると、原井手から直接取水管理しますのでこの管理は永田孝子委員でよかったですね。

【永田孝子委員】

はい。

【事務局】

原井手からの区域からしても丸山会長の担当区域でありますので会長含めて4人、永田孝子委員、永田正一郎委員、緒方啓一委員と農政とうちの事務局と日程を調整させて頂いて一応現地調査をして実際説明をそこでと所有者とかその辺の同意状況とかですね一応同意はとってあるときいておりますけども一応そういったところも含めて現地調査を行って来月の委員会で最終的に意見の方を決定頂くということで宜しいでしょうか。

【高山悦子委員】

1 1番高山ですが、分からん、分からんといわれますと分かるように説明して下さいと言いたいんですけど分からんことを想定して承認することを求めるのは止めて頂きたいということが一つ。それから今回の議案はですね今回いただいた2ページから書いてあることを前提に私は質問してたんですけど、要するに転用を認めるような場合は、農業用施設と一時転用の時は例外としてこれしか認めてないけど、今回はこういう法律があるからいいんだよというふうに言われてるんだと思うんですけど、申請にかかる農地の公益性が高いと認められる事業を行うためにと書いてあるので、公益性が高いと認められる事業に供するとはどういう場合かということをおっしゃって頂ければですね私、あんまりうるさいこと言う気はなかったんでこれはどんな場合に当たるのかということをお次回までにご準備頂ければと思います。

【事務局】

公益性の高い事業が具体的にどういった事業かということですね

【高山 悦子委員】

今回はもすでに??わけですね 別に問題ないと思うんですよ。公益性が高いとは具体的にどのようなことを言うのか例えば先に???作るというのか そうでなくて他のことで言うのかをはっきりして頂ければ今度同じ問題が出てきたときに考えやすいと思いました。

【事務局】

はい。分かりました。それはこちらの方で具体的な事業とかですねこらへんを整理したいと思います。次回説明したいと思います。

【会 長】

それでは第5号の案件ですが一応来月の委員会までに現地調査を行ない、来月の委員会で再度協議をして頂くということにしたいと思います。

岩永さんそれで宜しいですか。

【農政課】

はい。

【会 長】

次に報告案件について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告案件についてご報告申し上げます。35ページになります。今回は合意解約について1件です。35ページから37ページをお願いします。農地法第18条規定による合意解約があったものです。今回は全部で4件になっています。地目ごとの面積は4件となっています。地目ごとの面積は田が6筆で9,416㎡、畑1筆2,460㎡、なお、詳細については議案書記載の通りです。以上報告案件の説明とさせていただきます。

【会 長】

只今、事務局から報告案件について説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ね、ご意見やご質問がございましたらお受けいたします。

【会 長】

意見もないようですので以上の通り報告とさせていただきます。本日予定しておりました議案がすべて終わりました。意見もないようなので委員の皆さんご起立下さいこれもちまして第6回菊池市農業委員会総会を閉会したいと思います。ご苦労さんでした。

平成30年6月11日

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑧

菊池市農業委員会 委員

㊦

菊池市農業委員会 委員

㊦